

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ⇨ 親族に支払う家賃

**Q** : 私は、主人が所有する建物で雑貨店を開店する計画です。主人は家賃を支払ってほしいと言いますが、その家賃は、私の個人事業の経費になるのでしょうか？

**A** : 生計を一にするご主人に対して支払った家賃は必要経費とすることはできません。

### 【解説】

個人事業主が、生計を一にする親族に対して支払った金額は、青色申告者の専従者給与を除き、必要経費に算入することはできないこととされています。

したがってあなたの場合、ご主人に家賃を支払っても、その金額をあなたのお店の必要経費とすることはできません。

しかし、その代わりに建物の減価償却費やご主人が支払った固定資産税・その他建物の維持管理に要した費用を、あなたのお店の必要経費として計上することが認められています。

ただ、この取り扱い、その親族が事業主と、生計を一にしている場合のものでありますから注意してください。

生計を一にしているかどうかの判断基準は次のとおりですので、親族間で経費のやりとりをする場合には、判断を誤らないようにしてください。

- ①同居していること（明らかに互いに独立した生活を営んでいる場合を除く）
- ②仕事や修学のために日常は同居していないが、余暇には常に起居を共にしたり、生活費・学費などの送金が行われている場合。

